



農業者年金

国民年金＋農業者年金で安心・豊かな老後を



**こんな人が加入できます
(次の全てに該当する人)**

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事している人

● 20歳以上60歳未満の人
 ※年間60日以上農業に従事する、60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者も加入できます。

掛け金は積み立て

積立方式であるため、自分がかけた金額は年金として生涯受け取ることができます。

保険料はいつでも変更可能

月々2万円～6万7千円
 ※35歳未満で一定の要件を満たす場合は1万円からでも通常加入できます。

節税効果あり

支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税などの節税となります。

政策支援が受けられます

保険料の国庫補助が受けられます。例えば、認定農業者などで青色申告者の35歳未満の人は1万円(5割補助)が受けられます。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局

☎26・2281(直通)



スマホで回答できます

2025年農林業センサス



農林業センサスは、全国の農

林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

調査の結果は、国や地方公共

団体の行政施策の立案や民間企業の経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。調査へのご協力を、よろしくお願いいたします。

▼調査内容

経営している農業の種類、農業・林業の労働力、経営耕地、保有山林、農産物・林産物の販売など

▼調査期日 令和7年2月1日④

▼調査実施期間

令和7年1月上旬～2月末

▼調査方法

統計調査員が農林業を営んでいる全ての農家、林家や法人の皆さまの元へ伺い、聞き取りにより調査客体の判定を行います。調査客体となった皆さまに対しては、調査票の記入をお願いし、後日ご記入いただいた調査票を統計調査員が回収します。

※オンラインでの回答も可能です。

▼問い合わせ先

企画財政課企画室

☎26・2241(直通)



乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- 町税を滞納していないこと
- チャイルドシートの購入から1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2

分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲申請フォームはこちら

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

ヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメット購入補助金



道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代および65歳以上の人に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

▼対象

申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者および65歳以上の人で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に町に住所を有していること
- ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

▼補助金額

ヘルメット購入価格の2分の1(1,000円未満切り捨て)で、上限2,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 安全基準を満たしていることが分かる書類
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。



▲申請フォームはこちら

▼問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

ナンバーディスプレイなど

特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助



▼対象

次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員

●申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人

●特殊詐欺対策電話機や後付けの特許詐欺電話対策装置などの購入から1年以内であること

ダウンロードできます。

□領収書(購入日および購入額が記載されているもの)

□保証書の写し

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の申請フォームまたは窓口から申請してください。

●世帯員全員に町税などの滞納がないこと

▼補助金額 購入費の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限5,000円

▼申請に必要なもの

□申請書(町ホームページから

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)

▼申請・問い合わせ先



▲申請フォームはこちら

ひとりで悩んでいませんか?

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。



▲相談窓口一覧(県ホームページ)

問い合わせ先
健康福祉課 福祉室
☎26-2246(直通)

後付けの装置に限ります

自動車誤発進防止装置設置費補助金



▼対象

満70歳以上で後付けの自動車誤発進防止装置を購入・設置した人で、次の全てに該当する人

●申請日に町に住所を有していること

●自動車運転免許証を保有していること

●町税を滞納していないこと

●誤発進防止装置の購入・設置から1年以内であること

※申請回数は1人につき1回限りです。

▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(1000円未満切り捨て)で、上限2万円

▼申請に必要なもの

□申請書(町ホームページからダウンロードできます。)

□運転免許証の写し

□自動車検査証の写し

□領収書(購入日および購入額が記載されているもの)

□取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの)

□装着状況が分かる写真

□補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎26・2243(直通)



今月の手話

「支援」



援助、助けるの意味で、人に見立てた左手親指を右手で後押しして助ける様を表します。
親指を立てた左手の後ろを右手のひらで軽く後押しします。

消防団員を募集しています

消防団は、消火活動のみならず、自然災害時における活動など、地域で非常に重要な役割を担っています。その他にも、防災訓練や火災対応訓練への参加など、消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしています。

消防団員は全国的に減少傾向にあり、町も例外ではありません。地域の安全・安心を守るため、消防団への入団をご検討ください。興味のある人は、電話または二次元コードの問い合わせフォームにてお気軽にお問い合わせください。



▼入団対象者
18歳以上の町内在住者
または在勤者



▲問い合わせ
フォームはこちら

問い合わせ先

総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ


不用品を買い取ると
言ったのに貴金属を
買い取られた!



購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センターなどに寄せられています。

事例

- 皿だけのはずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られた。
- 貴金属はないと伝えたら大声で怒鳴られ、怖い思いをした。
- クーリング・オフをしたいが購入業者と連絡が取れない。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188
町ホームページはこちら▶ 

トラブル回避ポイント

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- 事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。
- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- 購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。
- トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。